

## 議案第 3 号

### 狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「35 万円」を「39 万円」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

平成 23 年 2 月 18 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

#### 提案理由

健康保険法による出産育児一時金の支給額が見直されることにかんがみ、出産育児一時金の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。